

第 2 1 回山形家庭裁判所委員会議事概要

第 1 日時

平成 2 6 年 7 月 1 1 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

第 2 場所

山形家庭裁判所第 1 会議室

第 3 出席者

（委員） 阿部美紀子，有海清彦，折原啓司，菅野ふみ，嶋原文雄（委員長），高田公輝，中澤政臣，新関徳次郎，半田 稔，鉾田達人，山川敏春（五十音順，敬称略）

（列席職員） 清水敏首席家庭裁判所調査官，國分康宏首席書記官，菅原研二事務局次長，佐藤礼子訟廷管理官

（庶務） 岩田実総務課長，上村健吾総務課課長補佐，小財啓太庶務係長

第 4 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（阿部美紀子，折原啓司）

3 議題 「家庭裁判所における成年後見事件の運用について」

（1）基調説明等

ア 高田委員（裁判官）による成年後見制度についての概要説明

イ DVD「成年後見～利用の仕方と後見人の仕事～」視聴

ウ 佐藤訟廷管理官による申立手続等についての説明

（2）意見交換

基調説明等を踏まえて，委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

（◎委員長，○委員，●説明者（委員），■説明者（列席職員））

○ 検察官は成年後見の申立てをすることができるとのことであるが，弁護士も申立てをすることはできるのか。

- 弁護士は誰かの代理人として申立てをすることはできるが、弁護士という資格をもって申立てをすることはできない。
- 親族については四親等内の者が申立てできるとのことだが、この点について何か意味はあるのか。
- 申立てをすることができる者の範囲については法律で決まっているが、その立法経緯について解説した文献が手元になく、即答することはできない。なお、以前の禁治産制度においても、申立てをすることができる親族の範囲は四親等内となっていたようであり、それを引き継いだものと思われる。
- 身内がいらない方の場合には、市町村長が申立てできるのか。
- そのような方の場合、自治体の長が申立てできるという仕組みになっている。
- 山形家庭裁判所における年間申立件数はどのくらいか。また、後見人に選ばれる専門職の割合はどの程度か。
- 平成25年1月から12月までの間の後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任の各申立件数の合計は282件である。専門職が後見人に選任されている割合については、弁護士が26.32パーセント、司法書士が15.44パーセント、社会福祉士が14.04パーセント、社会福祉協議会が8.07パーセント、行政書士が0.7パーセント、その他法人が1.05パーセントとなっている。これ以外のものについては、配偶者、親、子供、兄弟姉妹等の親族が後見人に選任されている。
- 平成25年の申立件数が282件とのことだが、申立件数は増えているのか。
- 増加傾向にあるといえる。
- ◎ 高齢社会が進み、今後も増えていくと予想される。

- 後見人の役割として財産管理と身上監護の二つがあるとのことだが、後見申立ては財産管理を目的としてなされることが多いのか。
- 遺産分割や保険金の請求など、法律行為を予定しての申立てが多いと思われる。
- 検察官が申立てをする事例として、具体的にどのようなものがあるのか。
- 山形県においては、ここ数年申立てはなく、具体例については即答できない。
- 例えば、本人ががんで手術をするかしないかとか、どのような治療を受けるかについて、後見人は同意する権限を持っていないのか。
- 一般的な医療行為に関する同意については、法律等ではっきりと後見人の権限としては決まっているわけではない。
- 本人に家族がいない場合に、医療機関から同意書を書いてほしいと言われることがあるが、法律家としては一般的な医療行為について同意権限はないと考えている。
- 医療費の支払や入院契約については後見人が行うのか。
- 契約については後見人が行うことになる。
- 例えば、医療費支払の観点から、この人の収入や財産からするとこの治療は難しいと判断すれば、その治療を断るということもあり得るのか。
- 個別判断になるが、最終的にはあると思われる。
- ◎ 実際の事件で、手術の同意などについて裁判所が相談を受けることはないのか。
- 仮に相談があったとしても、後見人の権限としては定められていないとお答えするしかない。

4 次回の議題（予定）

「裁判所における男女共同参画について」

5 次回開催期日

平成27年2月13日（金）午後1時30分

なお，次回家庭裁判所委員会を地方裁判所委員会と合同開催することについて，出席委員の了承を得た。